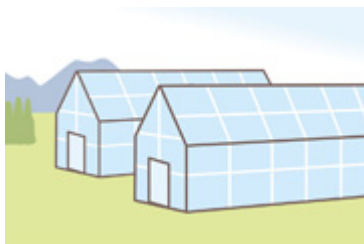


# 令和2年度 東日本大震災 農業生産対策交付金 の概要



## この事業では

- 被災地における生産力の回復
- 農畜産物の販売力の回復

について都県向け交付金として支援します。



### <事業の流れ>



### <申請・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都県または市町村にご相談ください。  
事業内容等については、本省及び地方農政局等でも相談を受け付けます。

申請に関する農林水産省の窓口は最終面に記載しています。

## <目的別一覧>

### 被災地における生産力の回復

- ・ 農地生産性回復に向けた取組 3 P
- ・ 鳥獣被害防止対策 4 P
- ・ 農業用資機材の共同調達 5 P
- ・ 生産関連施設の整備 6 P
- ・ リース方式による農業機械等の導入支援 7 P
- ・ 自給飼料生産・調製再編支援 8 P

### 農畜産物の販売力の回復

- ・ 放射性物質の吸収抑制対策 9 P
- ・ 放射性物質による不安の解消に資する  
GAPの導入 10 P
- ・ 農業系副産物循環利用体制再生・確立 11 P
- ・ 家畜改良体制再構築支援 12 P
- ・ 落ち葉等有機質資材利用再生支援 13 P
- ・ 公共牧場の再生利用推進に向けた取組 14 P
- ・ 汚染牧草・牛ふん堆肥等処理の推進 15 P



# 被災された 農地の生産性回復に向けた取組を支援します

## <実施主体>

- 市町村、農業者の組織する団体等が対象です。

## <補助率>

- 事業費を定額で支援します。

## <支援内容>

- 津波による塩害等震災の被害を受け、生産力が著しく低下した農地において、除塩等の後に地力の回復を目的とした堆肥等 資材の投入や緑肥作物のすき込みを支援します。
- 除塩を実施したものの、下層に塩分が残留したこと等により塩害が発生した農地について、農業者等が実施する石灰等の土壌改良資材の投入を支援します。



## <対象地域>

- 岩手県、宮城県及び福島県

## <主な要件>

- 除塩等により、収量等に影響がでることが見込まれる農地（農作物の収量又は品質が震災前の水準と比較して現に著しく低下した、又は著しく低下することが見込まれる農地）に限ります。

## <補助対象経費>

- 作業用機械借上げ費、機械オペレータ費、機械燃料費、資材費（肥料・土壌改良資材等）、緑肥種子費、運搬経費、作業委託費、分析費・消耗品費（農地の生産性回復を確認するものに限る）等
- 面積当たりの補助額の上限（10アール当たり8万円）及び主要な資材の上限単価を超えない範囲で助成します。ただし、地方農政局長が承認した場合には、必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成することが可能です。

（資材費の上限単価の例  
・ 堆肥：1トン当たり7,000（運搬費を含む場合は10,000円）  
・ 炭酸カルシウム：20キログラム当たり800円

等）

# 震災の影響のある地域における 鳥獣被害防止施設の改良復旧等を支援します。

## <実施主体>

- 整備事業：地域協議会及び地域協議会の構成員



## <補助率>

- 整備事業：施設整備費について、1／2以内。  
（過疎地域など条件不利地域は5．5／10以内。また、侵入防止柵を自力施工する場合は、資材費定額。）

## <支援内容>

- 震災の影響を受けた地域における、野生鳥獣の侵入防止柵等の改良復旧（被災施設の改修・補修及び改良（延長含む。）、既存施設の強化のための整備（地域一体的な再編整備を含む。））等を支援します。

## <対象地域>

- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の17都県。

## <主要要件>

- 整備事業：受益戸数3戸以上あることが要件です。

## <補助対象経費>

- 整備事業：侵入防止柵等の改良復旧に要する経費。

# 被災された農家の 農業用資機材の共同調達を支援します

## <実施主体>

- ・市町村 ・ 農業者の組織する団体（農家5戸以上（知事特認3戸）の任意組織を含む。） 等

## <補助率>

事業費の1／2以内で支援します。



## <支援内容>

- 津波によって流失した生産資機材や地震等で損壊した育苗ハウスや温室・ビニールハウスの補修等に必要な資機材の共同調達を支援します。
- また、津波による流出等の被害がなくとも、①市町村復興計画に掲げられた新たな農産物等の導入実証、②被災者が代替地で営農再開する取組、③被災者が新たな分野や品目に転換チャレンジする取組など、従前の営農活動から転換しようとする際に追加的に必要となる生産資機材も対象となります。

### 【生産資機材の事例】

| 項 目       | 資 材 又 は 機 材 の 内 容                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 水稻育苗関係    | ハウス用資材、播種・土入れ装置（補修を含む）、育苗用資機材（育苗箱、被覆シート等）                                   |
| 水稻関係      | 肥料、堆肥、農薬、直播用種子コーティング資材、包装資材、計量・計測機器                                         |
| 麦類関係      | 肥料、堆肥、農薬、融雪剤、包装資材、計量・計測機器                                                   |
| 豆類関係      | 肥料、農薬、包装資材、計量・計測機器                                                          |
| 園芸関係      | 種苗、肥料、農薬、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材（ビニール、パイプ骨材、ガラス戸等）、野菜洗浄機、野菜結束機、育苗箱、育苗用土入れ機 |
| 果樹植栽用関係   | 苗木、肥料、果樹棚及びトレリス等の設置に必要な資機材                                                  |
| 飼料種子・生産関係 | 土壌改良資材、肥料、除草剤、牧草種子                                                          |
| その他       | 新たな農産物等の導入実証や代替地での営農再開、品目転換による営農再開等に必要な生産資機材で知事が認めるもの                       |



被災された

生産関連施設の整備を支援します

＜実施主体＞

- ・市町村 ・ 農業者の組織する団体（農家5戸以上（知事特認3戸）の任意組織を含む。） 等

＜補助率＞

- 事業費の1／2以内で支援します。

＜支援内容＞

○ 共同利用施設の改修・再編

被災施設の「補修・修繕対策」のほか、老朽化した被災施設の場合には、施設の安全性や効率性等を高める観点から、被災箇所（設備等）以外も含めて老朽化した設備等を模様替える「機能高度化対策」、複数の被災施設を廃止・再編して新たな施設を設置する「再編整備対策」なども支援します。

＊ 老朽化施設とは、基幹設備の法定耐用年数（乾燥機等の農業用設備は7年）が概ね2倍を経過した施設とします。



○ 支援対象となる主な共同利用施設

|                                         |                                                                              |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 共同育苗施設                                  | 有機物処理・利用施設（堆肥供給施設、堆肥盤）                                                       |
| 乾燥調製（貯蔵）施設（CE、RC）                       | 畜産物処理加工施設（産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設等）、家畜市場                                      |
| 農産物処理加工施設（産地精米施設、みそ加工施設、直売施設等）          | 家畜飼養管理施設（共同利用畜舎、共同利用ミルクパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎、省エネルギー型集合式畜舎（再生可能エネルギー供給施設整備は除く。）等） |
| 集出荷貯蔵施設（野菜集出荷施設、果樹選果施設、米麦バラ出荷施設等）       | 自給飼料関連施設（混合飼料調製・供給施設、家畜排泄物処理施設等）                                             |
| 生産技術高度化施設（省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス、植物工場等） |                                                                              |

被災された農家の

# リース方式による農業機械等の導入

## <実施主体>

- ・市町村 ・ 農業者の組織する団体（農家5戸以上（知事特認3戸）の任意組織を含む。） 等

## <補助率>

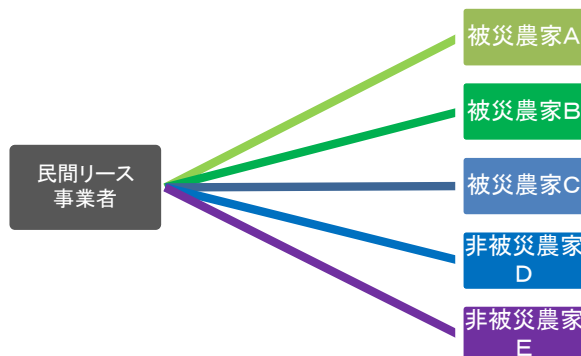
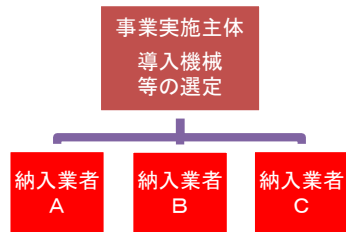
- 物件の購入額相当の1/2以内で支援します。

## <支援内容>

- 被災農業者の初期投資額の軽減が図られるよう、リース方式による導入を支援します。
- JAや農業生産法人等の事業実施主体は、民間のリース会社と被災農業者（利用者）とのリース契約を仲介することにより、農業機械や園芸用施設を導入できます。
- 導入できる農業機械の種類に特に制限はありません。また、小規模な乾燥機や選別調製機、園芸用ボイラー等の定置式の機械・設備もリース対象機械となります。ただし、軽トラックやフォークリフト（回転アーム式等を除く。）のように、農業以外の用途にも利用可能な機械は対象外です。



### 【民間リース会社とのリース契約手順】





## 被災された地域の

# 自給飼料の生産・調製再編を支援します

### <実施主体>

- 都県、市町村、公社、農業者の組織する団体（農家5戸以上（知事特認3戸）の任意組織を含む。）等

### <補助率>

- 事業費の1/2以内で支援します。

### <支援内容>

原発事故の被災地域とその周辺地域における効率的な自給飼料の生産・調製を行うシステムを導入し産地の再生を図ることにより、競争力の強化及び災害に強い飼料供給体制を構築するため、以下の取組を支援します。

#### ○ 推進事業

- ・ 草地の生産性向上のための土壌診断等に基づいた施肥管理（反転耕、土壌改良資材の散布、播種等）
- ・ 飼料生産・調製のための機械等のリース方式による導入

#### ○ 整備事業

- ・ TMRセンター等の高度化に必要な施設や広域流通拠点施設等の整備



### <対象地域>

注）東電による賠償の対象となる草地除染などは本事業の助成対象となりません。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の16都県うち、東日本大震災による影響を受けた地域。



### <主要要件>

- 事業実施主体において、以下のいずれかの数値が平成22年度と比べ事業実施年度から3年以内に増加（推進事業）。
  - ・ 飼料生産面積、飼料生産量、飼料調整取扱量、可消化養分総量（TDN）等

# 放射性物質の農作物への吸収抑制対策を支援します

## <実施主体>

・都県 ・市町村 ・農業者の組織する団体（農家5戸以上（知事特認3戸）の任意組織を含む。） 等

## <補助率>

○ 定額(上限単価あり)で支援します。

## <対象地域・要件>

- 対象地域は、放射性物質により汚染された農地（除染特別地域又は汚染重点調査地域では、原則0.23μSv/h未満の農地）であり、かつ、生産される農作物が食品中の放射性セシウムに係る基準値（100Bq/kg）等を超えた若しくは超える恐れがある地域。
- 適用する技術が公的研究機関等により吸収抑制効果が示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。

## <支援内容>

- ① カリ質肥料など吸収抑制効果が見込まれる資材の施用
- ② 品目・品種の転換
- ③ 果樹・茶樹の改植・剪定
- ④ 反転耕・深耕
- ⑤ 上記①～④の効果確認のための分析



カリ質肥料

## <対象経費>

| 項目                    | 補助対象経費                                                                             |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 放射性物質の吸収抑制が見込まれる資材の導入 | 資材費                                                                                |
| 品種・品目転換、改植、剪定、反転耕・深耕  | 機械・機材借上げ費、機械オペレーター費、機械燃料費、資材費（肥料、土壌改良資材等）、種子・種苗費（牧草の品種・品目転換に限る）、苗木代（改植に限る）、作業委託費 等 |
| 放射性物質等分析              | 分析費、分析委託費                                                                          |

# 放射性物質による健康不安の解消に資するGAPの導入を支援します

## <実施主体>

- 県、市町村、農業者の組織する団体 等

## <補助率>

- 事業費を定額で支援します。

## <対象地域>

- 福島県

## <支援内容>

- 放射性物質による健康不安の解消に資する農業生産工程管理(GAP)を導入する取組を支援します。
  - ・ 協議会の開催(健康不安の解消に資するGAP導入方針の検討等)
  - ・ 産地への指導・助言の取組
  - ・ 検査員による点検
  - ・ GAPの導入に必要な調査・分析
  - ・ 研修会の開催・研修会への参加 等

## <主な要件>

- 事業実施年度の翌年度内に、健康不安の解消に資するGAPを策定することが必要です。

## <対象経費>

- 旅費、謝金、会場借料、資料作成費、研修会参加費、備品費、役務費、産地点検費 等



# 放射性物質濃度が基準値以下でも利用が滞っている 農業系副産物の循環利用体制の再生・確立 を支援します

## <実施主体>

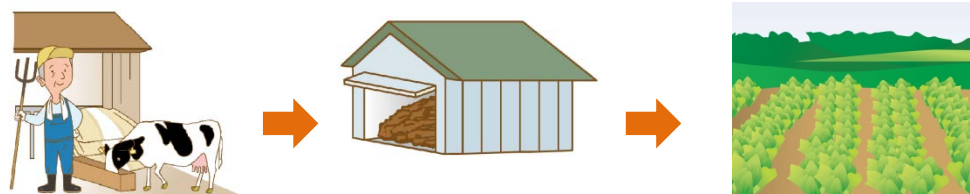
- 都県、市町村、農業者の組織する団体、協議会 等

## <補助率>

- 整備事業：事業費の1／2以内で支援します。

## <支援内容>

- 関係主体が連携して農業系副産物の適切な利用に必要な施設の整備を支援します。
  - ・ 整備事業：家畜排せつ物等処理施設、剪定枝等処理設備、放射性物質検査設備の整備



堆肥一時保管施設

## <対象地域>

- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の17都県。

（ただし、家畜排せつ物等処理施設の整備については、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県の6県。）

## 被災された産地の

# 家畜改良体制の再構築を支援します

### <実施主体>

- 農業公社、農業者の組織する団体（農家5戸以上（知事特認3戸）の任意組織を含む。） 等

### <対象地域>

- 福島県の警戒区域、計画的避難区域、居住制限区域、帰還困難区域を除く地域
- 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県の全域、埼玉県、千葉県の一部

放射性セシウムの飼料中の暫定許容値(100Bp/kg)を超えたことにより、草地の除染を行っている県又は県が利用の自粛を求めた地域。

### <支援内容>

- 被災地域の畜産経営の競争力を速やかに回復するために、家畜改良体制を再構築する取組を支援します。
  - ① 高能力種畜の導入（肉用繁殖雌牛、乳用牛）
  - ② 性判別受精卵の導入
  - ③ 高能力牛からの受精卵生産
  - ④ 牛群検定の活用による改良体制の回復（搾乳時間記録タイマーの導入）

### <補助率>

- 支援内容の①は定額、②及び④は1／2以内、③は定額又は1／2以内





# 農業者が自家消費する 落ち葉や腐葉土等の利用再開 を支援します

## <実施主体>

- 都県、市町村、農業協同組合、地方公共団体を構成員に含む協議会

## <補助率>

- 事業費を定額で支援します。

## <支援内容>

原発事故により農業者が自家消費を自粛している落ち葉や腐葉土等の有機質資材について、「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱について」（平成25年9月9日付け農業環境対策課長通知）に基づいて安全に利用再開する取組を支援します。

- ・ 利用管理計画の作成
- ・ 放射性物質が直接降下した落ち葉の除去
- ・ 放射性物質濃度の測定 等

注)除染を目的とした取組は本事業の助成対象となりません。

## <対象地域>

青森県、岩手県、宮城県、  
秋田県、山形県、福島県、  
茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県、新潟県、山梨県、  
長野県及び静岡県の17都  
県。



# 被災された地域の 公共牧場の再生利用に向けた取組を 支援します

## <実施主体>

- 公共牧場を所有又は管理運営する、都道府県、市町村、農業者の組織する団体、牧野組合 等

## <補助率>

- 定額(上限単価あり)で支援します。

## <支援内容>

急傾斜や石れきなどにより、通常の耕起による放射性物質の吸収抑制が困難な公共牧場の牧草地の吸収抑制を進めるため、以下の取組を支援します。

### ○ 公共牧場再生利用モデル実証

- ・急傾斜牧草地の放射性物質低減対策(無線トラクター等の利用)
- ・石れきの多い牧草地の放射性物質低減対策(ストーンクラッシャー等の利用)
- ・岩石のある牧草地の放射性物質低減対策(バックホー等の利用)
- ・表土の薄い牧草地の放射性物質低減対策(表土剥ぎ取り工法、カリ質肥料の利用等)
- ・各種工法を組み合わせた牧草地の放射性物質の吸収抑制

### ○ 公共牧場再生利用推進

適切な放射性物質吸収抑制の手法を検討するための会議、実演会等

## <主要要件>

- 放射性物質により汚染された公共牧場の牧草地(除染特別地域又は汚染重点調査地域では、原則 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満の牧草地)であり、生産される牧草が暫定許容値 $100\text{Bq/kg}$ 超若しくは超える恐れがある牧草地。
- 適用する技術が公的研究機関等により吸収抑制効果が示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。

## <補助対象経費>

- 機械・機材レンタル料、機械燃料代、土質分析委託費、放射性物質分析費、吸収抑制資材購入費(肥料代、土壌改良資材)、種子代、作業委託費等



(無線トラクター・ロータリー)



(ストーンクラッシャー)

# 被災された地域の 汚染牧草・牛ふん堆肥等処理の推進を 支援します

## ＜実施主体＞

県、市町村、農業協同組合、公社、農業者の組織する団体等

## ＜補助率＞

定額で支援します。

## ＜支援内容＞

農家等で一時保管されている放射性物質に汚染された牧草・牛ふん堆肥・稲わら（以下「保管汚染牧草等」という）の処理を推進するため、放射性セシウム濃度の再測定を行い、その処理方法や集中保管場所への移動の検討等を行う取組を支援します。

- ・ 検討会等の開催
- ・ 保管汚染牧草等の放射性セシウム濃度の再測定
- ・ 保管汚染牧草等の適正保管の維持

## ＜対象経費＞

| 項目                    | 補助対象経費                                                                          |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 検討会等の開催               | 旅費、会場借料、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費                                                        |
| 保管汚染牧草等の放射性セシウム濃度の再測定 | 旅費、賃金、分析費、委託費、消耗品費、通信運搬費                                                        |
| 保管汚染牧草等の適正保管の維持       | 保管汚染牧草等を適正に維持管理するために必要な一時保管施設（簡易ハウス）の設置費又は点検及び補修費、保管汚染牧草等の再梱包、新たな保管場所への運搬・委託費 等 |

# お問い合わせ先

## 農林水産省

生産局総務課生産推進室

TEL 03-3502-5945(直通) FAX 03-3502-8518

担当: 原発事故対応班

(URL) <http://www.maff.go.jp/>

## 東北農政局 TEL 022-221-6179(直通)

生産部 生産振興課 担当: 地域指導官、農産係

(URL) <http://www.maff.go.jp/tohoku/>

## 関東農政局 TEL 048-740-0407(直通)

生産部 生産振興課 担当: 地域指導官、復興支援係

(URL) <http://www.maff.go.jp/kanto/>

## 北陸農政局 TEL 076-232-4302(直通)

生産部 生産振興課 担当: 地域指導官

(URL) <http://www.maff.go.jp/hokuriku/>